

入札公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 7 年 4 月 3 0 日

京都府知事 西脇 隆俊

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
京都府立農業大学校給食調理業務（以下、「本業務」という）
- (2) 委託業務の内容等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間
令和 7 年 9 月 1 日から令和 1 0 年 8 月 3 1 日まで

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒623-0221 綾部市位田町桧前
京都府農林水産技術センター 畜産センター
電話番号 (0773)47-0301
- (2) 入札説明書の交付期間
令和 7 年 4 月 3 0 日（水）から令和 7 年 5 月 9 日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までの間

3 入札に参加できない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後 2 年間を経過しない者を含む。）
 - ア 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を持って暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (3) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後 2 年間を経過しない者を含む。）

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たし、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定された者に限る。

- (1) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
 - イ 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（別記第 1 号様式。以下「申請

書」という。)の提出期限の属する年の4月1日をいう。以下同じ。)において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者

ウ 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実に記載した者

エ 業務を確実に履行できると認められる能力を有しない者

(2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

(3) 令和5年4月1日以降、京都府南丹市以北の京都府内において給食調理業務等同様業務の契約実績が3箇所以上あり、誠実に履行している者であること。ただし、そのうち1箇所は国又は地方公共団体との契約実績であること。

(4) 京都府内に本社又は営業所を有する者であること。

ただし、いずれの場合も営業の専従者が複数常駐していること。

5 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の交付期間等

ア 交付期間

令和7年4月30日(水)から令和7年5月9日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

イ 交付場所

2の(1)に同じ。

ウ 交付方法

(ア) 直接交付を受ける場合

交付期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に交付する。

(イ) 郵送により交付を受ける場合

交付場所あてに返信用切手180円分を同封の上申し込むこと。

(2) 申請書の提出期間等

ア 提出期間

(1)のアに同じ

イ 提出場所

2の(1)に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

エ 添付資料

申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(ア) 法人にあっては商業登記事項証明書及び定款、個人にあってはその者の本籍地の市区町村長が発行する身分証明書等

(イ) 京都府が発行する府税納税証明書

(ウ) 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

(エ) 営業経歴書及び営業実績調書

(オ) 取引使用印鑑届

(カ) 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状及び受任者の身分証明書

オ 資料等の提出

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

カ その他

申請書等の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

3及び4について審査の上、参加資格があると認定された者は、京都府立農業大学校給食調理業務委託に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書を提出した者に文書で通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7により資格審査の結果を通知した日から令和7年5月23日までとする。

9 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3及び4の(1)のアに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると京都府農林水産技術センター長（以下「センター長」という。）が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他センター長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

10 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を取り消し、その事実があった後2年間競争入札に参加させないことがある。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が、次のいずれかに該当するに至ったときも、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容等に関して不正の行為をしたとき

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき

カ アからオまでのいずれかに該当し、2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、一般競争入札参加資格取消通知

書により、その者に通知する。

11 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日 時

令和 7 年 5 月 23 日（金）午後 1 時 30 分

イ 場 所

綾部市位田町松前

京都府農林水産技術センター畜産センター 2 階会議室

(2) 入札の方法

持参によることとし、郵送、電送等による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額及び消費税の取り扱い

予定価格等は、現行の税率（10%）で算出する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効又は失格

次のいずれかに該当する者のした入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

ア 3 に該当する者若しくは 4 に掲げる資格のない者

イ 申請書等に虚偽の記載をした者

ウ 委任状を持参しない代理人

エ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者

オ 同じ入札に 2 以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者

カ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者

キ 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者

ク その他入札に関する条件に違反した者

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）第 145 条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

12 入札保証金

免除

13 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を落札者から徴収する。

14 契約保証金

京都府会計規則第 159 条第 2 項第 3 号により免除する。

15 その他

(1) 1 から 14 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。